

世界が直面する様々な問題を解決するための

世界共通の目標「SDGs」

「今」と「未来」を守るために何ができるのか

SDGsを「自分のこと」として考え

今日から行動してみましょう

ひろげよう “SDGsの輪”



あなたの行動が
未来を変える



大仙市

SDGs取組宣言プロジェクト

市民や企業、団体の皆さんのSDGsに関する取組を募集します
SDGsの達成に向けた市全体の機運を高めるため、皆さんから宣言いただいた取組を「見える化」します

大仙市の取組

大仙市では、令和2年3月に策定した「大仙市SDGs推進方針」のもと、普及啓発をはじめ、SDGsに関する様々な取組を積極的に行っており、令和4年の「SDGs未来都市」選定を機に、さらなる取組の強化を図りつつ、経済・社会・環境の3側面の相乗効果を発揮しながら、持続可能なまちづくりを進めています。

SDGsに関する大仙市の取組などの詳細は、市のホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

「SDGs取組宣言プロジェクト」についての詳細もこちらから ▶



応募締切

令和8年

9月30日

水

応募方法は裏面をご確認ください

募集内容

SDGsに関する取組で「現在取り組んでいること」、「これから取り組むこと（必須）」

▶▶ ご応募いただいた取組内容は市のホームページなどで紹介させていただきます。

部門・応募資格

①個人部門

大仙市内に在住、または通勤・通学している方

②団体部門

大仙市内に所在している企業、団体

団体部門

○ご応募いただいたすべての企業・団体の皆さんに秋田県産の間伐材を使用した「SDGs取組宣言証」を贈呈します。
※過年度をあわせて1企業・団体につき1回限り。

○これまでにご応募いただいた内容の変更も受け付けています。

皆さんの決意表明や企業等のPR用としてご活用いただける「SDGs取組宣言書」の様式を市のホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください。



SDGsに関する取組で「現在取り組んでいること」 例：「マイバックやマイボトルを使っている」「公共交通や自転車、徒歩で出掛けている」	関連する目標番号 (3つまで)			
SDGsに関する取組で「これから取り組むこと」 ※必須 例：「家事や子育ては家族みんなで分担して行う」「地域活動やまちづくり活動に参加する」	関連する目標番号 (3つまで)			

【SDGs 17の目標】 1. 貧困をなくそう 2. 飢餓をゼロに 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう 6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリシップで目標を達成しよう

個人部門 ※記載いただく情報は、すべて非公表とします。

性別	年代	市内在住→居住地域、市外在住→通勤、通学地域	職業
男・女	代	大曲・神岡・西仙北・中仙・協和・南外・仙北・太田	

団体部門 ☐ 新規 ☐ 宣言内容の変更 ※「企業・団体名」のみ公表し、その他の情報はすべて非公表とします。

ふりがな				電話番号	メールアドレス		
企業・団体名							
ふりがな	役職	氏名	ふりがな	役職	氏名		
代表者			担当者				
住所	〒					業種	

応募方法

①インターネットによる応募

次のURLまたは右の二次元コードから
ご応募ください。

【URL】 <https://ttzk.graffer.jp/city-daisen/smart-apply/surveys-alias/R8SDGssengen>

②応募用紙による応募

上記応募用紙に必要事項をご記入の上、右の応募先まで持参、郵送、FAX、電子メールにてご応募ください。

※応募用紙は、市のホームページからダウンロードできます。

可能な限り「①インターネットによる応募」
にご協力をお願いします。



応募先

大仙市企画部総合政策課

【持参・郵送】〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

【FAX】0187-63-1119 【メール】sougou@city.daisen.lg.jp

注意事項

- 個人部門において、応募者1人の応募数に制限はありません。
- 応募いただいた取組内容は、普及啓発などの取組で活用させていただきます。また、必要に応じて修正を加える場合があります。
- 取組内容がSDGsに関係のないものや公表する内容として妥当でないと認められるもの（例：第三者の権利を侵害する内容、法令等に違反するもの、政治性・宗教性のあるものなど）は不適切とみなし、公表の対象とはしません。
- 応募者の個人情報、許可なく第三者に開示、提供はいたしません。また、目的外には使用しません。